

2022年 健康保険法・厚生年金保険法 改正について

健康保険委員研修会

令和4年2月25日

トータル人事・労務オフィス
社会保険労務士 玉木 敦子

本日の内容

改正概要	施行(予定)日
1. 傷病手当金制度の見直し	2022年1月1日
2. 任意継続被保険者制度の見直し	2022年1月1日
3. 在職中の年金受給の見直し	2022年4月1日
4. 年金の受給開始時期の選択肢の拡大	2022年4月1日
5. 社会保険適用拡大について	2022年10月1日
6. 育児休業期間中の保険料免除要件の見直し	2022年10月1日

1. 傷病手当金制度の見直し

傷病手当金の支給期間の通算化他

改正前	改正後
<p><u>同一の</u>ケガや病気に関して、支給開始日から1年6か月を超えない期間支給する。</p>	<p><u>同一の</u>ケガや病気に関して、支給開始日から通算して1年6か月支給する。</p>
<p><新設> 「他の法令による保険給付との調整」に係る規定の追加</p>	<p>保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。</p>

1. 傷病手当金制度の見直し

< 傷病手当金の支給期間の通算 >

改正前の傷病手当金の支給期間

出勤	欠勤 (療養中)	欠勤 (療養中)	出勤	欠勤 (療養中)	出勤	欠勤 (療養中)
	待期期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給
← 1年6か月 →						

改正後の傷病手当金の支給期間

出勤	欠勤 (療養中)	欠勤 (療養中)	出勤	欠勤 (療養中)	出勤	欠勤 (療養中)
	待期期間	支給	不支給	支給	不支給	支給
通算 1年6か月						

1. 傷病手当金制度の見直し

< 支給期間の計算方法 >

初回の申請から3日間の待期期間を経て、支給を始める4日目より、暦に従って1年6月間の計算を行い、傷病手当金の支給期間を確定する。

1. 傷病手当金制度の見直し

<例> 以下のケースの場合の傷病手当金の支給期間は？

初回 ①令和4年3月 1日～4月20日 労務不能（支給期間：48日間）申請

2回目 ②令和4年5月11日～6月10日 労務不能（支給期間：31日間）申請
(同一傷病)

☞ 令和4年3月1日～3日は待期期間

☞ 支給開始日は令和4年3月4日

☞ 支給期間は令和5年9月3日までの「549日」



①の申請で48日受給 → 残りの支給日数は501日

②の申請で31日受給 → 残りの支給日数は470日

1. 傷病手当金制度の見直し

＜報酬や障害年金等との併給調整について＞

報酬、障害年金、出産手当金等が支給される日については、傷病手当金は支給されない。ただし、その額が傷病手当金の支給額を下回る場合は、その差額が支給される。

◆報酬、障害年金、出産手当金等との併給調整により、傷病手当金が**不支給**とされた期間については、傷病手当金の支給期間は**減少しない**。

(**一部支給**の場合は支給期間は**減少**する)

◆出産手当金を支給すべき場合に、傷病手当金が支払われたことにより、出産手当金の**内払とみなされた場合**には、支給期間は**減少**する。

1. 傷病手当金制度の見直し

施行日（令和4年1月1日）前に支給を開始した
傷病手当金について

- ◆支給開始日：令和2年7月1日の場合
 - 令和3年12月31日支給期間満了
 - 改正前の規定が適用される
- ◆支給開始日：令和2年7月2日の場合
 - 令和3年12月31日時点で1年6月を経過していないので、改正後の規定が適用される

2. 任意継続被保険者制度の見直し

資格喪失事由の追加

改正前	改正後
<p>①任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき。</p> <p>②死亡したとき。</p> <p>③保険料(初めて納付すべき保険料を除く)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く)。</p> <p>④被保険者となったとき。</p> <p>⑤船員保険の被保険者となったとき。</p> <p>⑥後期高齢者医療の被保険者等となったとき。</p>	<p>★資格喪失事由として、以下を追加する。</p> <p>任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき</p>

2. 任意継続被保険者制度の見直し

<被保険者からの資格喪失申出>

留意事項

◆資格喪失日は全国健康保険協会（保険者）が申出書を受理した日の属する月の翌月1日になる。

○例えば2月25日に資格喪失の申出が受理された場合は、
資格喪失日は3月1日

○「受理した日」とは受付日ではなく、保険者に到達した日。

◆申出書には被保険者証を添付せず、資格喪失日（翌月1日）以降に返却する。

◆原則として、申出後に取り消しはできない。

3. 在職中の年金受給の見直し

(1) 在職老齢年金

	改正前	改正後
60歳 ～ 64歳	基本月額＋総報酬月額相当額 ≧28万円 超えた額に応じて年金が支給停止。	基準額を一本化 基本月額＋総報酬月額相当額 ≧47万円(※) 超えた額に応じて年金が支給停止。
65歳 以上	基本月額＋総報酬月額相当額 ≧47万円 超えた額に応じて年金が支給停止。	(※)令和3(4)年度の額 物価と賃金の水準に応じて毎年度見直しされる

◎基本月額＝老齢厚生年金（月額）

◎総報酬月額相当額＝標準報酬月額＋直近1年間の標準賞与額の合計額÷12

3. 在職中の年金受給の見直し

(1) 在職老齢年金

<令和4年3月まで>

(単位：万円)

		年金月額									
		4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
総報酬月額相当額	22.0	4.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	25.0	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5
	28.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0
	31.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5
	34.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
	37.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
	43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5



全額支給



一部支給



全額支給停止

3. 在職中の年金受給の見直し

(1) 在職老齢年金

<令和4年4月から>

(単位：万円)

		年金月額									
		4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
総報酬月額相当額	22.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
	25.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
	28.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	19.5	20.5
	31.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	17.0	18.0	19.0
	34.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5
	37.0	4.0	6.0	8.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0
	40.0	4.0	6.0	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5
	43.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0



全額支給



一部支給

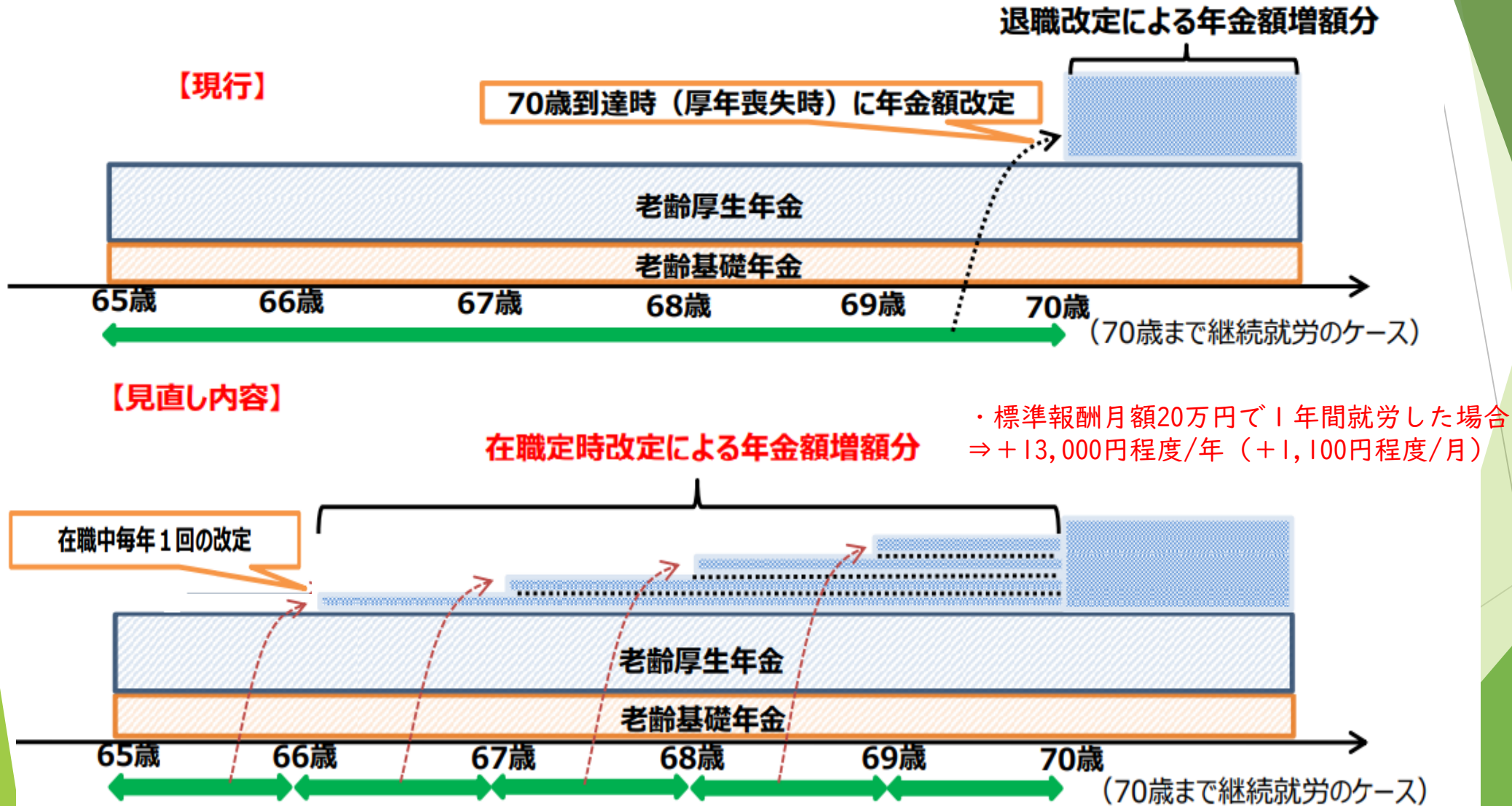
3. 在職中の年金受給の見直し

(2) 在職定時改定の導入（65歳以上の老齢厚生年金）

改正前	改正後
<p>老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定（退職時改定）</p>	<p>退職時改定に加えて、65歳以上の者については、在職中であっても、年金額の改定を定時に行う（毎年1回、9月1日を基準日として直近1年間の標準報酬額を反映して年金額が計算し直され、10月分から改定された年金額が受けられる）。（在職定時改定）</p>

3. 在職中の年金受給の見直し

(2) 在職定時改定の導入（65歳以上の老齢厚生年金）



4. 年金の受給開始時期の選択肢の拡大

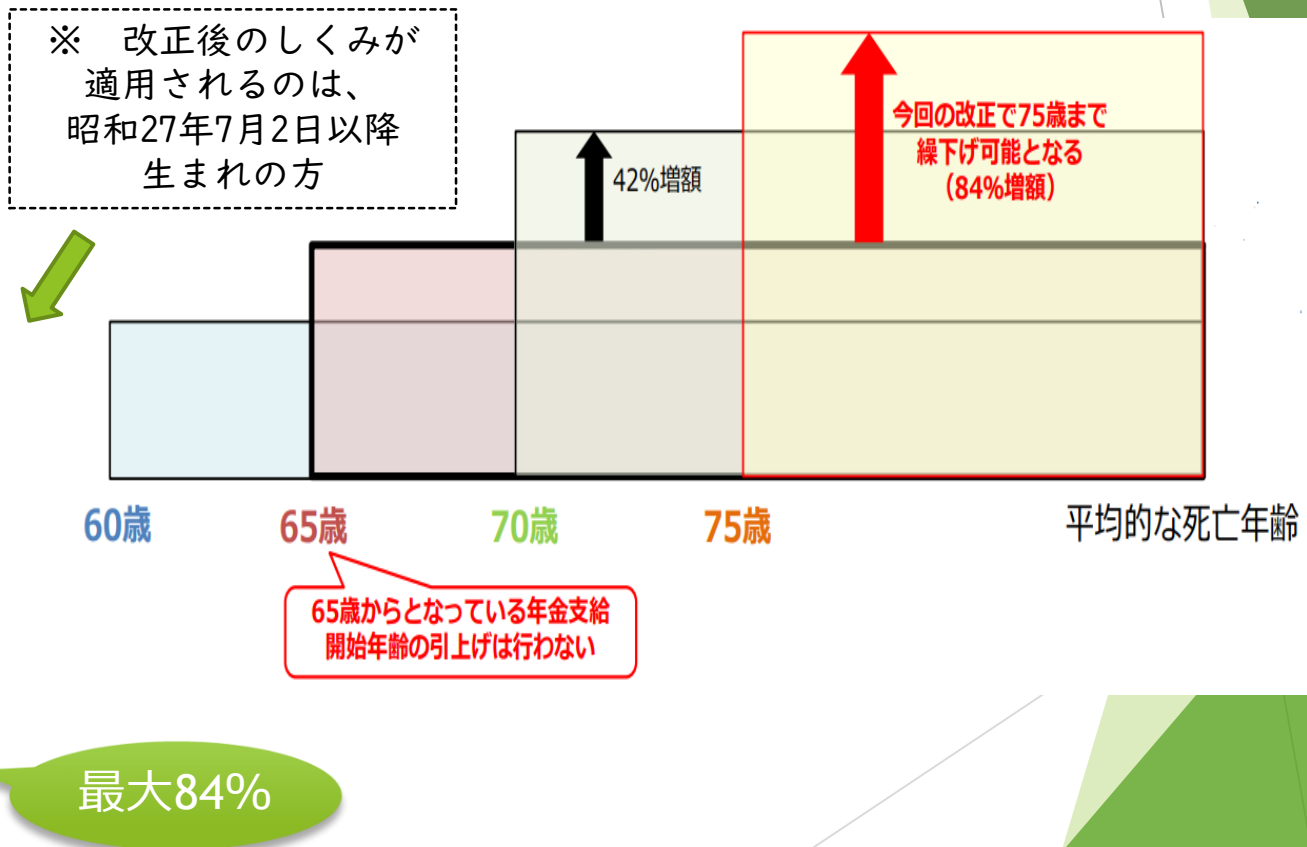
繰下げ受給の上限年齢の引き上げ・繰上げ受給の減額率の引き下げ

改正前	改正後
<p>繰下げ受給の上限年齢は70歳</p> <p>増額率は1月あたり0.7%</p>	<p>繰下げ受給の上限年齢は75歳 増額率は1月あたり0.7%（変更なし）</p> <p>※令和4年4月1日以降に70歳到達する方が対象 （昭和27年4月2日以降生まれ）</p>
<p>繰上げ受給による減額率は 1月あたり0.5%</p>	<p>繰上げ受給による減額率は 1月あたり0.4%</p> <p>※令和4年4月1日以降に60歳到達する方が対象 （昭和37年4月2日以降生まれ）</p>

4. 年金の受給開始時期の選択肢の拡大

繰下げ受給の上限年齢の引き上げ

令和4年4月～	
繰下げ申出時の年齢	増額率
66歳0か月～66歳11ヵ月	8.4%～16.1%
67歳0か月～67歳11ヵ月	16.8%～24.5%
68歳0か月～68歳11ヵ月	25.2%～32.9%
69歳0か月～69歳11ヵ月	33.6%～41.3%
70歳0か月～70歳11ヵ月	42.0%～49.7%
71歳0か月～71歳11ヵ月	50.4%～58.1%
72歳0か月～72歳11ヵ月	58.8%～66.5%
73歳0か月～73歳11ヵ月	67.2%～74.9%
74歳0か月～74歳11ヵ月	75.6%～83.3%
75歳0か月～	84.0%



4. 年金の受給開始時期の選択肢の拡大

繰上げ受給の減額率の引き下げ

令和4年3月まで（昭和37年4月1日以前生まれ）	
繰上げ請求時の年齢	減額率
60歳0か月～60歳11か月	30.0%～24.5%
61歳0か月～61歳11か月	24.0%～18.5%
62歳0か月～62歳11か月	18.0%～12.5%
63歳0か月～63歳11か月	12.0%～6.5%
64歳0か月～64歳11か月	6.0%～0.5%

令和4年4月から（昭和37年4月2日以降生まれ）	
繰上げ請求時の年齢	減額率
60歳0か月～60歳11か月	24.0%～19.6%
61歳0か月～61歳11か月	19.2%～14.8%
62歳0か月～62歳11か月	14.4%～10.0%
63歳0か月～63歳11か月	9.6%～5.2%
64歳0か月～64歳11か月	4.8%～0.4%

●60歳まで繰上げた場合



24%減額（5年繰上げ分）



60歳
（繰上げ請求）

65歳
支給開始年齢

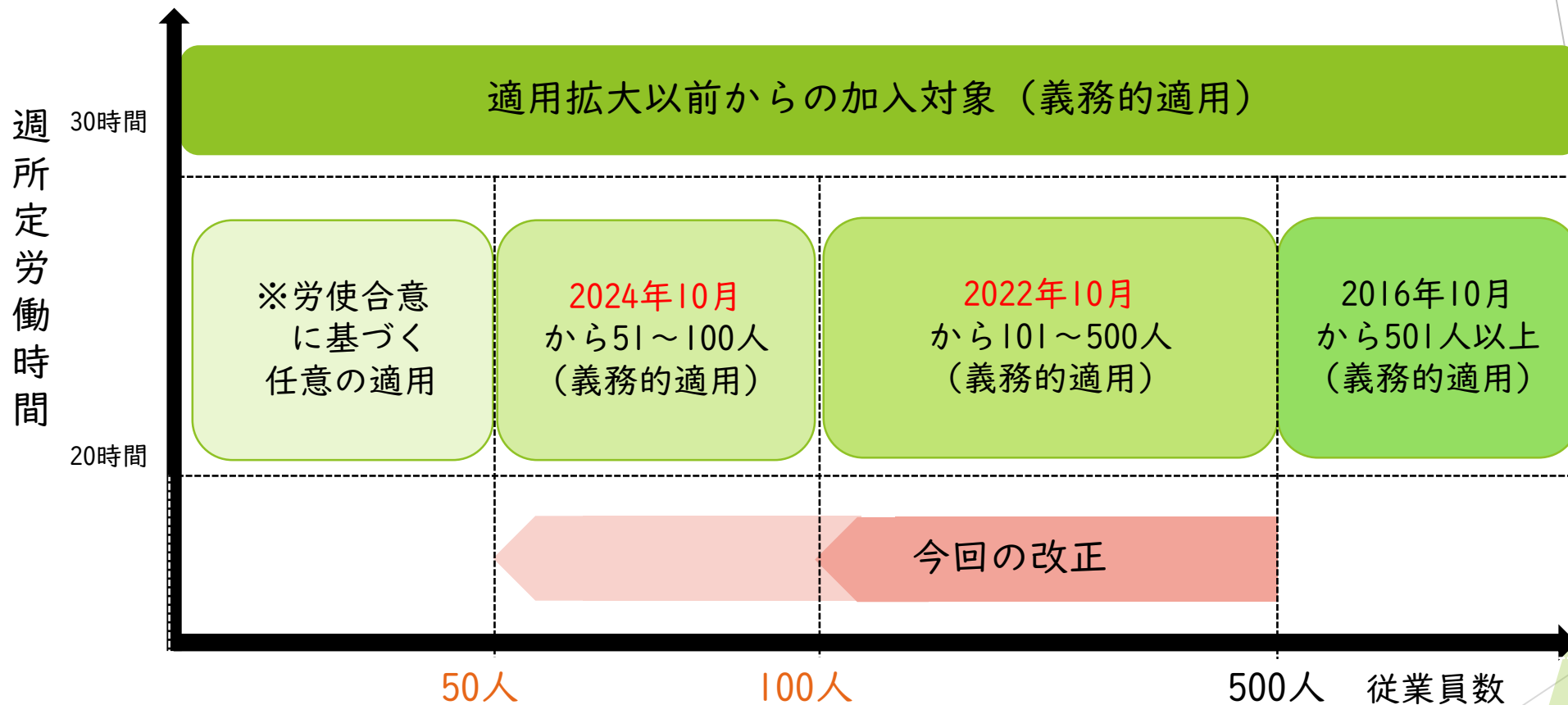
5. 社会保険適用拡大について

短時間労働者への適用要件

改正前	改正後
<p>① 週所定労働時間20時間以上 ② 月額賃金8.8万円以上 ③ 勤務期間1年以上見込み ④ 学生は適用除外 ⑤ 従業員500人超の企業等</p> <p>のすべてに該当する方</p>	<p>①②④変更なし</p> <p>③ 撤廃 (2ヵ月超の雇用見込み要件を適用)</p> <p>⑤ 企業規模 (2022年10月～) 100人超規模の企業 (2024年10月～) 50人超規模の企業</p> <p>のすべてに該当する方</p>

5. 社会保険適用拡大について

社会保険の適用拡大のイメージ



従業員数は以下の A+B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」

A: フルタイムの
従業員数

+

B: 週労働時間がフルタイム
の3/4以上の従業員数

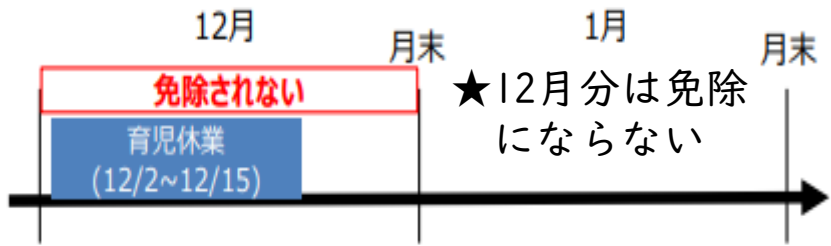
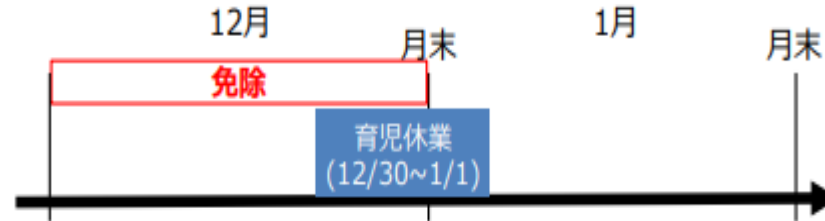
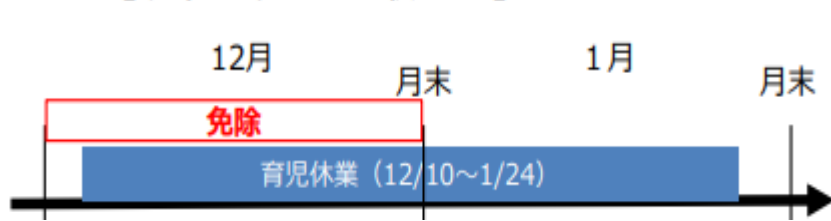
6. 育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

改正前	改正後
<p>育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を免除。</p>	<p>①育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが異なる場合 ⇒開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの月の保険料を免除。</p> <p>②育児休業等を開始した日の属する月と終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合 ⇒当該月の保険料を免除。</p> <p>③賞与の保険料については、育児休業等の期間が1月超である場合に限り免除の対象とする。</p>

6. 育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

< 毎月の保険料について >

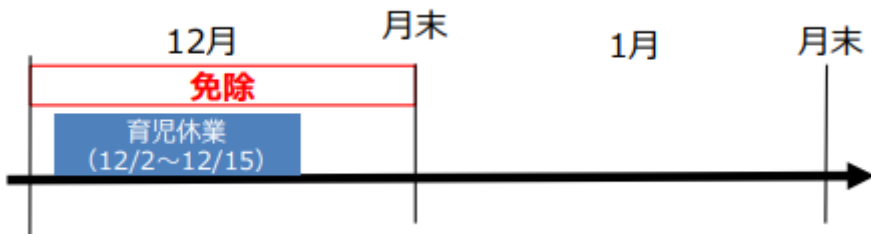
【現行の免除の取扱い】



★12月分は免除
にならない

現行では、月末時点で育児休業等を取得している場合に、当月の保険料が免除される。

【改正後】

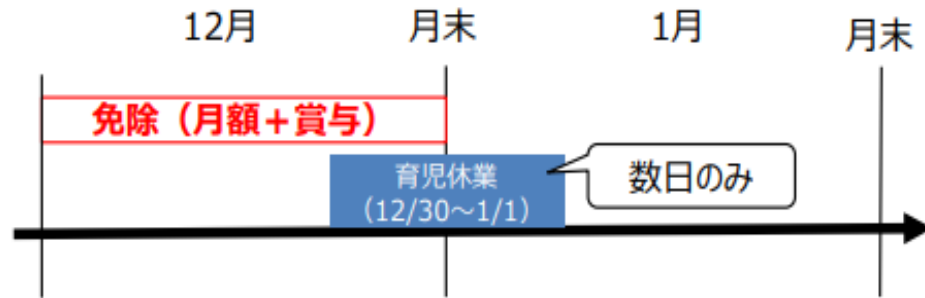


月途中で短期間の育児休業等を取得した場合でも
期間が14日以上あれば当月分の保険料は免除される。

6. 育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

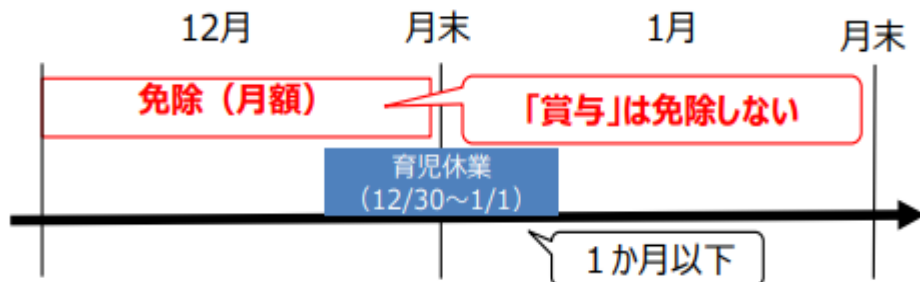
<賞与の保険料について>

【改正前】



12月分の保険料は「月額」に加えて「賞与」の保険料も免除される。

【改正後】



12月分の保険料は「月額」は免除される一方、「賞与」の保険料は免除されない。

< 参照資料 >

厚生労働省

- ▶ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による健康保険法及び船員保険法改正内容の一部に関するQ&Aの送付について（事務連絡、令和3年11月10日）
- ▶ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要
- ▶ 社会保険適用拡大特設サイト

以 上

ご清聴ありがとうございました。